

いじめ防止基本方針

R 2年3月策定

いわき市立中央台北小学校

本方針は、人権尊重の理念に基づき、いわき市立中央台北小学校の全ての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものである。

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、当該学級担任、養護教諭等による「いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 校内生徒指導委員会

毎回の打ち合わせに生徒指導の時間を確保し、全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、及び共通理解のもと実践について話し合いを行う。

3 いじめの未然防止のための取組み

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 「ありがとうの木」運動の推進

親切にしてもらったことなどを「ありがとうの木」に掲示し、思いやりや感謝の心を育てる。

② あいさつ運動の推進

教員やPTAが中心となり、月2回、朝のあいさつ運動を行い、子どもたちの変化や様子の把握に努める。

③ 見守り運動の推進

地域の「子ども見守り隊」の方が、安全面ばかりでなく、いじめやトラブル防止のため、地域の目となって子どもたちの登下校の様子を見守る。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ かがやきタイムでの異学年交流活動の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動やかがやきタイムなどでソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、学年会や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。特に、過去に友達とのトラブルがあった児童や避難地域からの転入児童には、留意する。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「こまりと調べ(アンケート)」を年2回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

5 保護者への連絡と支援

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

6 関係機関との連携

- (1) 市教育委員会と情報を共有化して指導・助言を得るなど、日頃から緊密な連携を図る。また、各種研修会での内容を校内での指導に反映させるため、研修の充実を図る。
- (2) いじめの問題に関して実質的な委員会の場を確保し連携を図る。
- (3) 教育・福祉に関する知識を有する福祉センターや児童相談所と連携を取りながら、問題解決にあたる。

7 家庭・地域との連携

- (1) 児童が発する変化のサインに気づいたときは、担任などに早急に相談する大切さを日頃から伝えておく。
- (2) いじめ問題に関する情報を発信する。(学校だより、学年だより、HP等)
- (3) 日頃から、つぎのことについて啓発に努める。

＜各家庭へ＞

- 自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるようにする。
- ダメな時は「叱ることのできる親に！」頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。
- 携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合っ決めて。

＜地域住民へ＞

- 子どもたちを「地域の宝」として育てる意識を持ち、地域で守るという意識をもたせる。
- 子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時はあいさつや声かけをお願いする。
- 公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

8 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いを認められるときや、いじめにより在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなど重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告して指導を受け、対応する。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、心身または財産に重大な損害を生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

9 学校評価の実施

学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価を行うとともに、その結果を公表する。

○学校全体での取り組み

	児童にかかわること	保護者にかかわること	
①いじめ未然防止に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。(道徳・特活・総合) ○学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ○関係資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ○正しい判断力(自己指導能力)を身に付けさせる。(道徳・特活・総合) ○進んで奉仕体験活動に取り組ませる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ○携帯電話やインターネットを使うルール作りを行う。 ○友達の気持ちを踏みにじったり傷つけることの重大さを日頃から子どもに伝える。 ○地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚や自信を育ませる。 	
②いじめの早期発見に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ○個人面談やアンケートを実施したり、休み時間や放課後等を利用したりして、児童から情報を収集する。 ○いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ○上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあつたら直ぐに対応し、原因を明らかにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもとの会話をできるだけ多くする。 ○服装等の汚れや乱れに気を配る。 ○子どもの持ち物に気を配り、なくなったり、増えたりしていないか観察する。 ○悩みは何でも親に相談できるような雰囲気、普段から作っておく。 	
③いじめの早期対応に関すること	いじめられた側	<ul style="list-style-type: none"> ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらおう。
	いじめた側	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応(謝罪等)をするように伝える。

		児童にかかわること	保護者にかかわること
③ いじめの 早期対応に 関すること	2 暴力を伴 わない場 合	いじめられた側 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害についての確に把握し、迅速に初期対応をする。 ○休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ○被害児童、保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
③ いじめの 早期対応に 関すること	3 行為が見 えにくい 場合	いじめられた側 ○つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守ること」を約束する。 ○本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについての確に把握し、迅速に初期対応する。 ○いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	○わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ○いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
	いじめた側	○いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ○いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ○スクールカウンセラーと連携をとる。	○学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない者	○傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ○友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	○いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ○いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。